

令和 8 年度 国の施策・予算に対する提案の実施について

1 提案の趣旨

広域事務及び政策の企画調整事務の実施並びに分権型社会の実現等を目的として、国に対し提案を行う。

＜提案項目＞

- ・ 令和 7 年 5 月に提案した重点項目
- ・ 令和 7 年 5 月に提案した項目のうち、国の概算要求への反映が確認された項目
- ・ その他緊急的かつ重大な項目

2 新規提案項目

＜万博の効果を波及させるための取組への支援等＞

- ・ 万博レガシーの継承・発展に向けた支援
- ・ 最先端技術の実装化に向けた支援機能
- ・ 世界に向けたスタートアップエコシステム発信の支援
- ・ 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援（5 月提案実施）

＜その他の項目＞

- ・ 学校空調光熱費への支援
- ・ 高等学校等就学支援金事務手続の簡素化
- ・ 教育環境の充実
- ・ インターネットの利用を巡る青少年の保護
- ・ 予防接種法に基づく予防接種の充実
- ・ 高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充（9/11 緊急要望実施）
- ・ 外来生物対策の推進

3 提案書の構成

I 分権型社会の実現

- 1 国土の双眼構造の実現
- 2 地方創生の推進
- 3 地方分権改革の推進
- 4 地方税財政制度の充実・強化

II 広域的な課題解決

- 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造
- 2 新時代の文化・観光首都の創造
- 3 日本の元気を先導する関西経済の確立
- 4 攻めの農林水産業の確立
- 5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

III その他関西の重要課題

- 1 WMG2027 関西への支援
- 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

4 今後のスケジュール

本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で、11 月中を目途に委員等による提案活動を行う。

令和8年度 国の施策・予算に対する提案(11月提案)提案項目

I 分権型社会の実現

新規
修

: 新たに提案

: 提案文を修正【別紙参照】

1 国土の双眼構造の実現

(1) 首都機能バックアップ構造の構築

- ①首都機能バックアップ構造の構築の法律等への明記
- ②皇室の安心・安全
- ③民間企業等のバックアップ構造の構築等
- ④首都機能バックアップ構造の構築に向けた社会実験の実施等
- ⑤政府業務継続計画における代替拠点の具体化
- ⑥国全体の業務継続計画(BCP)策定とその推進

(2) 政府機関等の移転等

- ①政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化
- ②社会実験の推進
- ③国家機関の移転推進
- ④国出先機関の地方移管の強力な推進

(3) 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

- ①事前防災から復興までの総合的な施策の推進
- ②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

(4) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

修

- ①空港の機能強化
- ②港湾機能の充実強化

修

- ③道路整備の推進

修

- ④リニア中央新幹線の早期開業

修

- ⑤高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施
- ⑥持続可能な社会資本の維持管理の推進

修

- ⑦公共交通の維持等に対する支援

2 地方創生の推進

(1) 人・企業・大学等の地方分散の推進

- ①企業の本社機能等の地方への分散配置促進のための税制措置等の充実
- ②大学・試験研究機関等の地方移転の促進

(2) 地域の魅力づくりの促進

- ①地域活力の再生に対する総合的な支援
- ②空き家の円滑な利用促進への支援
- ③大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援
- ④多自然地域での心豊かな暮らしへの支援

(3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築等

修

- ①ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実
- ②全国一律の子ども医療費助成制度の創設
- ③幼児教育・保育の無償化の適切な実施

修

- ④学校給食費の無償化

新規

- ⑤学校空調光熱費への支援

- ⑥質の高い教員確保のための施策の推進

新規

新規

- ⑦高等学校等就学支援金制度の拡充
- ⑧高等学校等就学支援金事務手続の簡素化
- ⑨教育環境の充実
- ⑩高等教育の負担軽減
- ⑪多様な主体の社会参加促進や魅力ある働き方・職場づくり
- ⑫アンコンシャス・バイアスの解消
- ⑬外国人の受入れ環境の整備

新規

- ⑭インターネットの利用を巡る青少年の保護

(4) 地方創生を支援する仕組みづくり

- ①地方創生に必要な財源の措置
- ②地域創生を総合的に支援する制度の拡充・創設

修

- ③新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の制度改善

(5) 「地方創生2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

- ①デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進

修

- ②行政のデジタル化の推進

修

- ③GIGAスクール構想の推進

3 地方分権改革の推進

(1) 国と地方の関係の再構築

- ①地方分権改革に関する抜本的な議論の開始

(2) 「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置

(3) 「広域行政ブロック単位の広域連合」への国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化

- ①「広域行政ブロック単位の広域連合」が担う役割の法制化

修

- ②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

- ③国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入

(4) 国からの事務・権限移譲の推進

- ①地方分権改革に関する「提案募集」への対応
- ②提案募集方式の見直し
- ③地方分権改革の新たな推進手法の提案

4 地方税財政制度の充実・強化

修

(1) 地方一般財源総額の確保

(2) 地方交付税の機能の確保・充実

- ①地方自治の本旨に則った地方交付税措置

II 広域的な課題解決

1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

(1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

修

- ①南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進

修

- ②令和6年能登半島地震を踏まえた災害対策

修

- ③地震・津波による被害の防止、軽減

修

- ④激甚化する台風災害等への対策

修

- ⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策

(2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

修

- ①国土強靱化に向けた取組の抜本強化

修

- ②防災・減災対策に資するインフラ整備等

- ③インフラ分野におけるDXの推進
- ④緊急防災・減災事業の充実
- ⑤流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進
- ⑥災害に強い総合的な治水対策の推進
- ⑦ダム運用の高度化の推進とダム再生の推進支援
- ⑧土砂災害対策の推進
- ⑨高潮・高波対策及び海岸の漂着物処理に対する支援
- ⑩津波対策の推進
- ⑪建築物等の耐震化の推進
- ⑫水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携の推進
- ⑬高速道路サービスエリアを活用した防災拠点の整備

(3) 原子力発電所の安全確保

- ①原子力施設周辺地域の防災対策の充実
- ②原子力発電所の安全確保
- ③福島原発事故に対する適切な対応

(4) 東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等に対する支援

(5) 医療提供体制の確保・充実

修

- ①地域医療体制の確保
- ②地域医療構想の実現
- ③ドクターヘリ運航体制の充実強化

修

- ④医療機関の災害対応力強化
- ⑤災害時の保健医療福祉活動に係る体制強化

修

- ⑥社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

(6) 感染症対策の充実・強化

修

- ①新型コロナウイルス感染症への対応
- ②新興感染症等に備えた対応力の強化

新規

- ③予防接種法に基づく予防接種の充実

修

(7) 危険ドラッグ対策の充実強化

(8) 依存症対策の推進

修

(9) がん対策の推進

(10) 家畜伝染病の被害防止対策の強化

- ①豚熱等家畜伝染病の被害防止対策の強化
- ②鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

2 新時代の文化・観光首都の創造

(1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

修

- ①訪日旅行促進事業の充実

修

- ②空港等の魅力向上対策
- ③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

修

- ④観光・MICE需要の回復に向けた誘客促進

(2) 文化振興施策の充実

- ①文化力による地方創生の取組の強力な展開
- ②「古典の日に関する法律」に基づく施策の一層の展開

3 日本の元気を先導する関西経済の確立

- (1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興
- (2) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進
 - ① 地方企業への波及
 - ② 下請事業者への十分な配慮
 - 修 ③ 「パートナーシップ構築宣言」の推進
 - ④ 中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

- (3) 中小企業の人材確保への支援

4 攻めの農林水産業の確立

- (1) 国際競争力のある農林水産業の実現
- (2) 農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化
- (3) 新規就農支援策の拡充
- (4) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援
- 新規 (5) 高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充

5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

- (1) 脱炭素社会の実現
 - ① 脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立
 - 修 ② 企業や家庭における節電・省エネの促進
 - ③ 再生可能エネルギーの最大限の導入
 - ④ 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進
 - ⑤ 中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

新規 (2) 外来生物対策の推進

- ① クビアカツヤカミキリ対策の推進
- ② ナガエツルノゲイトウ等対策の推進

Ⅲ その他関西の重要課題

1 ワールドマスタースゲームズ2027関西への支援

- (1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化
- (2) 東京2020大会等で再認識されたスポーツの価値・役割の発信に資する取組の推進
- (3) 大会開催延期に伴う準備段階から国等による財政支援等
- (4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践
- (5) 機運醸成を図るための各地でのスポーツ大会の開催支援

2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

- 新規 (1) 万博レガシーの継承・発展に向けた支援
- 新規 (2) 最先端技術の実装化に向けた支援機能
- 新規 (3) 世界に向けたスタートアップエコシステム発信の支援
- (4) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

【別紙】 前回提案からの主な修正点

I 分権型社会の実現

1 国土の双眼構造の実現

(4) 国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

①空港の機能強化

関西国際空港は航空需要の増加に合わせ、発着容量を拡張し、2025 年 8 月の外国人出入国者数は成田空港を上回り、全国一となった。また、神戸空港は国際チャーター便の就航を開始しており、いずれの空港も旺盛なインバウンド需要に支えられている。

その一方で、コロナの影響で減少した空港で働く従業員数については、おおむね回復しつつあるものの、グランドハンドリングや給油などの応需能力の十分かつ安定的な確保に向けての対応が不可欠であることから、関西国際空港をはじめ関西広域連合区域内の空港において、円滑な受入体制が整えられるよう、空港関係事業者・空港内従業員の人材確保に関する取組への支援等を行うこと。

また、成長軌道にある航空需要を関西全体で取り込み、大阪・関西万博後の成長を着実なものとし、関西全体の発展に繋げるため、空港機能強化に必要な以下の措置を講じること。

イ 旅客の円滑な受け入れ及び出入国手続の迅速化・円滑化

③道路整備の推進

ア 高規格道路等のミッシングリンクの解消等

(オ) 関西大環状道路等の形成による関西都市圏の拡大に向け、京奈和自動車道の早期整備及び和歌山環状北道路の早期事業化

イ 大阪・関西万博を契機とした高速道路の整備

万博のインパクトを活用した更なる成長・飛躍を支える高速道路整備への投資を拡大し、広域的な高速道路ネットワークを形成すること。

エ 利用しやすい高速道路料金の実現

(イ) 京阪神都市圏の高速道路等の料金については、令和 6 年度の新料金導入に引き続き、地方の意見を十分に踏まえながら、公平な料金体系に向け、整理・統一を進めること。また、管理主体が異なる高速道路を乗り継いだ際のターミナルチャージの廃止や、都心部への交通を分散することを目的とした「経路によらない同一料金」の経路をネットワーク整備に合わせて拡大するなど、シンプルでシームレスな料金体系の実現に向けて着実な検討等を行うこと。

④リニア中央新幹線の早期開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を 1 時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。令和 5 年 7 月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）において

も「国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」であり、「三大都市圏が、リニア中央新幹線の段階的開業を経て約1時間で結ばれる」と明記され、本計画をはじめ、日本再興戦略等の国計画において、「リニア中央新幹線の早期整備」が位置付けられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、リニア中央新幹線の早期整備・活用を図ることや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図ることが位置付けられた。また、令和5年12月に東海旅客鉄道株式会社より、名古屋・大阪間の環境影響評価に着手したことが公表され、令和7年6月の骨太の方針においては、「全線開業に係る現行の想定時期の下（最速2037年）、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行う」ことが明記された。

このことから、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき着実に事業が進むよう、関係者間の調整を円滑かつ迅速に進めること。さらに、名古屋・大阪間について、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して加速させるとともに、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の手続を地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、詳細なルート及び駅位置を早期に確定すること。その上で、全線開業時期の8年の前倒し（最速2037年）が確実なものとなるよう、名古屋・大阪間の工事に早期に着手し、全線開業に向けた整備を促進すること。

⑤高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

令和7年6月の骨太の方針において、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークに関し、「各地域の実情を踏まえ、地方創生2.0の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める」と明記されている。災害時におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道的高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置付けられたままとなっている四国新幹線、四国横断新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について、整備計画への格上げに必要となる法定調査を早期に実施すること。併せて、関西国際空港への高速アクセスの確保の早期実現を図ること。

⑦公共交通の維持等に対する支援

利用者の大幅な減少や、運転士不足を理由に実施、検討されている公共交通の減便や路線見直しなどは、府県市民の生活基盤を揺るがしかねず、関西全体の活力低下につながりかねない大きな事態であるため、人口減少等で収益の低下しているバス・鉄道・航路・タクシーといった交通事業者に対し、処遇や労働環境の改善により職種の魅力を向上させるとともに、将来にわたる運行の安定維持につながるよう事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

交通空白地を抱える地域、大規模イベントの開催による一時的な需要増への対応が必要な地域など、地域の実情は様々であり、国において、「交通空白」解消本部の設置や日本版ライドシェアの各種バージョンアップ等が行われているところである。

大阪・関西万博の開催地である大阪において措置された緩和策を万博レガシーとして継承・発展させることに加え、各地域において実施されている様々な取組などの検証結果も踏まえ、ライドシェア制度の導入が必要と考える地域が、その実情に応じ、課題解決に資するような柔軟で多様なライドシェアを実現できるよう、引き続き国において、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めること。

また、国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国が鉄道事業を国民にとって重要な社会インフラとして明確に位置付け、国の責務において強力な財政支援を含め、全国の鉄道ネットワークの維持・活性化に必要な対策を早急に講じること。とりわけ、JR ローカル線を含む地域鉄道の路線の維持・活性化に取り組む地方公共団体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。さらに、JR を含めた鉄道事業者においては、運転士などの人材不足を理由として、一方的な減便や駅の無人化など、更なる利用者減を招くサービスレベルの切下げを行うのではなく、運行本数をはじめ地域に求められる一定の利便性を確保するよう、国において必要な対策を行うこと。

2 地方創生の推進

(3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築等

①ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実

オ 保育士など児童福祉施設等職員や放課後児童支援員等の確保のための処遇改善や人材確保策の実施

(キ) 地域限定保育士制度における自治体の実施する実技講習に対する支援

④学校給食費の無償化

令和8年度からの実施が示されている学校給食費の無償化については、制度概要を早期に示すとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。また、中学校等に対する実施方針についても早期に示すこと。

新規

⑤学校空調光熱費への支援

学校では、近年の深刻な気温上昇に伴い、夏期の空調稼働日数や時間数が年々増加していることに加え、料金単価の高騰も重なり、空調にかかる光熱費が大きな負担になっていることから、学校の空調光熱費の需要増に対する地方交付税措置を拡充すること。

新規

⑧高等学校等就学支援金事務手続の簡素化

高等学校等就学支援金の申請について、所得制限の撤廃に伴い、所得判定が不要となることから、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒にとって負担がない簡便な方法とすること。

新規

⑨教育環境の充実

公立高校の環境整備を推進するため、国庫補助の対象化や起債の創設など、老朽化対策等のための施設改修・改築や設備更新に対する財政措置を、令和8年度当初から

事業が実施できるよう講じること。

⑭インターネットの利用を巡る青少年の保護

子どもたちが、SNSによる犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」の募集広告）を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また、生成AI等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

(4) 地方創生を支援する仕組みづくり

③新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の制度改善

イ 拠点整備事業について

拠点整備事業については、地方において自主的・主体的な地域拠点づくりに取り組む多くの施設整備事業に活用できるよう予算を十分に確保すること。

また、整備対象が地方創生の充実・強化に向けて効果の発現が期待できる施設とされているが、地方の事情を尊重したものとなっていないため、既存施設の有効活用という観点から、地方創生に向けて効果の見込まれる場合などは、既存施設の修繕や既存設備の更新等を交付対象とした自由度の高い交付金とすること。

ウ 両事業に共通する事項について

(5) 「地方創生2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

②行政のデジタル化の推進

ア 地方公共団体情報システムの標準化の推進

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、現在進められている基幹業務に関するシステムの標準化について、国においては、令和6年12月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更され、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」について、国として積極的に支援することが明確化されるとともに、デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、令和13年3月31日まで延長された。

国においては、引き続き、自治体が標準化を行う上で必要となる情報提供を速やかに行うとともに、基幹業務システムの移行に要する費用及び基幹業務以外の関連するシステムの改修費用や標準化移行後のランニングコスト等、システム標準化により派生する様々な自治体の負担に対する十分な財政的支援を確実に行うこと。また、移行期限が近づく中、パッケージベンダ等との調整などは、自治体側での個別対応に限界があることから、円滑かつ安全な移行の実現に向けた、課題解決を積極的に行うこと。また、今後の制度改正等に当たっては、令和12年度末以降も「特定移行支援システム」を有する自治体にも配慮すること。

なお、自治体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組にも少なからず影響を及ぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることの

ないよう、自治体の意見を丁寧に聞き、真に住民サービスの向上や行政の効率化につながるものとする。特に、全国一律の制度やシステムの導入に当たっては、全国的な IT 技術者のひっ迫の状況も考慮し、マイナンバー制度や情報システムの標準化・共通化に係る経緯を踏まえ、例えばモデルとなる団体や地域において十分な研究・検討を行った上で全国に展開するなど、限りあるリソースの有効活用に努めること。

③GIGA スクール構想の推進

ア 「GIGA スクール構想」の推進に向け、学校の ICT 環境については、初期整備に限定せず、セキュリティ対策を含む環境を改善・維持・運用するための経費、児童生徒や教職員数の増加による追加用端末、学級数の増加による大型提示装置等の整備費についても国庫補助の対象に加え、端末更新等にかかる補助基準額の増額などの財政的支援を行うこと。

3 地方分権改革の推進

(3) 「広域行政ブロック単位の広域連合」への国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化

②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

「広域行政ブロック単位の広域連合」が国に権限移譲を要請できる事務は、「当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部」に限定されており、構成団体から広域連合に密接に関連する事務を持ち寄るための広域連合規約の変更等、広域連合側に相当な負担を求めている。その一方で、要請を受けた国側の処理スキームは全く整備されておらず、要請に対する協議に応ずる義務もなく、回答する義務も要請を受け入れない理由を公表する義務もない。

このように、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く釣り合っておらず、実質的に行使に着手できない制度となっていることから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等を明確化すること。

併せて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとすることを明確化すること。

4 地方税財政制度の充実・強化

(1) 地方一般財源総額の確保

令和 7 年度地方財政計画における地方一般財源総額は前年度から 1.8 兆円増額した 67.5 兆円となり、臨時財政対策債は制度創設以来初めて新規発行額が計上されないことになり、残高も大きく縮減しているものの、財源不足額は依然として巨額であり、引き続き、地方にとって非常に厳しい財政環境となっている。

長引く物価高騰に加え、国の人事院勧告による給与水準の大幅な引き上げに対応した給与関係経費や社会保障関係経費が増加し続けており、地方財政は依然として予断

を許さない状況にあることから、引き続き、地方税収の動向を注視し、特に所得税の負担が生じる壁（年収の壁）の見直し及びいわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないように、適切な財政措置を講じること。

令和８年度地方財政計画の策定に当たっては、高齢化の更なる進展に伴う社会保障の充実、東京一極集中の是正、国土の双眼構造への転換、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう財政需要を地方財政計画の歳出に全額計上し、必要な一般財源総額を確保すること。

臨時財政対策債については、国の責任により地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革によって、廃止すべきであり、臨時財政対策債に依存することなく安定的で持続可能な地方財政運営とすること。

Ⅱ 広域的な課題解決

１ 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

(1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

①南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進

シ 分散備蓄拠点の増設及び備蓄物資の質的・量的な充実等、備蓄体制の充実・強化
タ 都道府県域を越えて広域避難した被災者の居所等の把握や、多様な支援者間での被災者情報の共有を効率化するため、都道府県間でデータ連携を行える統一的な広域被災者データベースシステムを国において構築すること

②令和６年能登半島地震を踏まえた災害対策

カ 避難所の環境改善に当たっては、令和６年度の国経済対策補正により、トイレカーなどの災害用車両や、簡易ベッドなどの資機材導入等の経費が交付金の対象となったが、交付金の恒久化、自治体負担割合の見直し、補助対象範囲の拡充、キャンピングカーやコンテナハウス等の確保など、被災地における自治体応援職員の活動環境の整備に努めること。また、これらを自治体が導入する場合には、当該経費に対する財政支援を行うことなどについて、制度の充実を図ること。加えて、避難所として提供する公営住宅等におけるエアコン設置費用を災害救助法の対象とすること。

キ 国が運用する「新物資システム（B-Pl0）」について、職員の負担が少なく、ニーズに応じた物資の支援が円滑に行えるようシステムの実効性向上に取り組むこと。

ク 災害対応車両登録制度（D-TRACE）の対象として、バキュームカーやモバイルフ
ァーマシーなどを追加するとともに、上記車両の被災地への派遣費用を災害救助
法の対象とすること。

ナ 被災地外から組織的に人的支援を実施するため、国が主導する福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築するとともに、社会福祉施設の入所者に対する介護職員の派遣費用について災害救助法の対象とすること。

ニ 福祉サービスの提供の実施に係る費用が災害救助費の対象となったが、全てのフェーズにおける DWAT 派遣に要する費用が、災害救助法に基づく経費として災害

救助費の対象となるよう取り計らうこと。

③地震・津波による被害の防止、軽減

オ 潮位観測施設の維持・増設

津波観測にも資する国土地理院の潮位観測施設 24 箇所のうち 22 箇所（関西広域連合では、和歌山県及び鳥取県の各 1 箇所）については、令和 8 年 3 月末までに運用終了予定とされているが、全国的に津波監視体制が脆弱化する懸念がある。

また、日本海側の潮位観測施設はもともと少ない状況であるにもかかわらず、国土地理院の運用終了により更に減少するため、迅速な被害状況の把握、的確な災害応急対策、事後検証等にも支障が生じるおそれがある。

津波対策の推進に関する法律において、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされていることから、潮位観測施設の維持・増設を図ること。

④激甚化する台風災害等への対策

オ 避難行動要支援者の支援体制の充実

市町村が行う個別避難計画の作成について、居宅介護支援事業者、相談支援事業者等が作成協力を行ったことに要する経費を財源措置すること。

また、個別避難計画作成に係る地方交付税措置について、更なる拡充を図ること。

⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策

オ 応援職員の派遣に対する財政措置

災害対策基本法では応援に係る費用は、被災自治体が負担することと定めている趣旨を踏まえ、住家被害認定調査・罹災証明書交付事務を含め、災害時の応援に係る経費が応援自治体の負担とならないよう、災害救助法の対象とするなど財政措置を講じること。

サ 避難所環境の改善

避難所環境の改善に向けては、発生した災害や各自治体の状況、スフィア基準を満たした適切な生活支援の必要性を考慮しながら、避難場所となる体育館等の空調整備に対する支援の充実のほか、公的備蓄物資の購入費用や備蓄物資の管理・配送に関する費用等を含む総合的な支援制度の創設、国においてトレーラーハウス、高機能テント、トイレカー、ランドリーカー等を確保するなど、有効な支援策を行うこと。

また、避難者の把握や管理を円滑に行うため、マイナンバーカードを活用した避難所運営システムを構築するとともに、国が構築するまでの間に各自治体独自のシステムを構築・運用等に要する費用について地方財政措置を行った上で、国のシステム構築時には情報連携に齟齬が生じないよう、自治体システムと国システムを連携させること。

(2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

①国土強靱化に向けた取組の抜本強化

国土強靱化地域計画に基づく地方公共団体の補助金・交付金事業の制度設計等に当たっては、地方の意見も反映し、わかりやすく、より実効性の高い制度とすること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に切れ目なく推進する必要があることから、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく施策の推進に当たっては、資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

さらに、国土強靱化を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

②防災・減災対策に資するインフラ整備等

ク 令和7年度までの時限措置となっている緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の期間延長及び対象事業の拡充を行うこと。

(5) 医療提供体制の確保・充実

①地域医療体制の確保

ア 地域の実情に応じた良質で適切な医療提供体制を確立するため、医療提供体制推進事業費補助について、全国需要に応じた財源を確保するとともに、補助制度の抜本的な見直しを行う場合は、地方の声を十分斟酌すること。また、昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に対応できるよう、診療報酬制度の抜本的な見直しを含めた措置を講じること。また、令和8年度改定において、十分な改定を行うこと。

ク 自治体立及び公立大学附属病院への財政的支援等の実施

(ア) 高騰する物価や賃金引上げに対応できる十分な診療報酬を確保するとともに、自治体立及び公立大学附属病院が医療圏域や各府県の最後の拠点病院として、医療過疎地域における公的医療機関の役割にも配慮しつつ、政策医療を持続的に提供できるよう、診療報酬制度上適切に評価すること。

特に高度医療は医薬材料費が高く、経営に大きな影響を与えているため、適切に高度医療を提供できるよう診療報酬を見直すこと。

④医療機関の災害対応力強化

イ 医療機関がサイバー攻撃を受け、長期の診療停止を余儀なくされる事例も発生しており、災害時も見据えた医療提供体制維持の観点から、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策をソフト・ハード・ネットワークの面から支援すること。特に、拠点病院に周辺病院を支援できる専門人材を配置し、地域全体のサイバーセキュリティ対策を行うための診療報酬を新設すること。

⑥社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

食材費、光熱費、診療材料費の高騰に加え、賃上げに対応する必要があることから、

国が定める公定価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられている。

経営の実情を分析・認識した上で、必要な経費について不足が生じる場合は、臨時的な公定価格等の改定や国における全国一律の補助制度を創設するなどの対策を講じること。

なお、公定価格等の改定に当たっては、将来にわたり持続可能な制度とするため、必要かつ十分な財源を確保するとともに、社会全体で納得感を得られるよう、丁寧に検討を進めること。

(6) 感染症対策の充実・強化

①新型コロナウイルス感染症への対応

イ 定期接種における新型コロナワクチンは同じ B 類であるインフルエンザワクチンと比較して高額な自己負担となることから、希望される全ての対象者が経済状況にかかわらず接種できるよう、負担軽減策を講じること。

ウ ワクチン接種の必要性や安全性、有効性に関する最新の科学的知見等をわかりやすく整理した上で、国民に接種の判断材料となる正しい情報の発信を適時適切に行うこと。加えて、国の責任において接種後の副反応に係る研究を積極的に進め、その結果や科学的エビデンスに基づいた最新の情報をわかりやすく情報発信を行うこと。

新規

③予防接種法に基づく予防接種の充実

ア 予防接種の広域化を含む予防接種のデジタル化については、自治体や医療機関等の声を丁寧に聞き取った上でシステムを構築し、医療機関におけるシステム利用を促すと共に、普及に当たっては市町村や医療機関に対し過度な負担が生じないよう財政支援を講じ円滑な移行に努めること。

イ 予防接種に関する基本的な計画において、「ワクチン価格の低廉化等に向けて関係者が努力する」と規定されていることから、新型コロナワクチンをはじめ価格が高いワクチンについては、国において価格の低廉化に向けた調整を製造販売業者等と行うこと。また、ワクチン価格の低廉化が図られない場合、国費による助成金の支給といった確実な財政措置を行うこと。

ウ 定期接種に関し、ワクチン接種の必要性や安全性、有効性に関する最新の科学的知見等をわかりやすく国民に提供し、接種率の向上に取り組むこと。特に、HPV ワクチンは他のワクチンと比べ接種率が低いことから、関係機関とも連携して積極的な普及啓発に取り組むこと。

エ 新たに定期接種化が検討されているワクチンについては接種の安全性や有効性など科学的見地に基づく議論を深め、特にファクトシートの作成が行われている RS ウイルスワクチン及びおたふくかぜワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

(7) 危険ドラッグ対策の充実強化

ア 令和7年4月からの神戸空港の国際線開港及び大阪・関西万博の開催（令和7年10月13日閉幕）に伴い、人的、物的交流がより一層活発になっていることから、更なる水際対策の強化を図ること。また、麻薬特例法に基づく規制薬物に指定薬物を加え、他の規制薬物と同様に泳がせ捜査を可能とするなど、更なる水際対策を図ること。

(9) がん対策の推進

がん検診は、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診のほか、職域での検診や、人間ドックなどの検診も行われているが、職域におけるがん検診は、法的根拠がなく、保険者や事業者が福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、受診状況、検診内容、精度管理等の実態把握ができていない状況にある。このような中、令和7年7月1日付けで「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されたことにより、市町村において職域を含めた住民のがん検診受診状況等を一体的に把握することが努力義務化されたところであるが、個人による任意の回答にとどまっている。

がん検診について、実施主体を明確にするとともに、地方公共団体が効果的な対策を取れるよう、受診状況等を地方公共団体に正確に還元できる仕組みの構築、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法や高齢者医療確保法に基づく健康診断に併せてがん検診を実施する体制や、保険者の費用負担に関するスキームの整備、中小企業に対する助成など、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。

また、国において導入された「HPV 検査単独法」による子宮頸がん検診については、精度管理をはじめとした実施体制を国から明確に示すとともに、必要な財政措置を講じること。

がん対策については、がん検診の充実のほか、全国がん登録情報等の解析により、がん罹患や死亡の要因分析をはじめとするがん対策の研究を更に促進すること。

特にピロリ菌は、胃がんのリスクを高める要因であることが、科学的に証明されており、ピロリ菌検査とその除菌による胃がんの発症予防効果について、「がん検診実施のための指針」等への位置付けに向け、エビデンスを積み重ねた検証を進めること。

また、がんによる死亡率の低下を実現するためには、全国どこにいても、質の高いがん医療を受けられることが必要であり、今後本格化するがんゲノム医療について医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図ること。またゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実に行うこと。

加えて、国は第4期がん対策推進基本計画でがんとの共生を掲げ、アピアランスケアやライフステージに応じた療養環境への支援に取り組むことを定めていることから、現在、自治体が個別に実施する「アピアランスケアに係る支援」及び「AYA世代のがん

患者への在宅療養支援制度」を国において全国統一の制度として展開するとともに、必要な財源措置を講じること。

併せて、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されているが、入院患者に対するがんのリハビリテーションについては診療報酬上の評価のもと実施されているものの、外来においては診療報酬上の評価がなされないため、入院に加え外来においても診療報酬の算定対象とする等、効果的・継続的ながんのリハビリテーション提供体制の整備を行うこと。

2 新時代の文化・観光首都の創造

(1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

「ヒト・モノ・金・情報」という様々なものがグローバル化する中、国際観光は関西経済の発展に欠かせない必須のテーマである。海外からの訪日旅行者数は、令和6年には3,687万人と過去最高を記録した一方、記録的な円安と物価高が続く中、出国日本人数は伸び悩んでおり、インバウンドにもつながるアウトバウンドについても積極的な推進が欠かせない。今年開催された大阪・関西万博などをきっかけに、今後も世界各国からの訪日旅行者数の増加が見込まれることから更なる受入体制の整備が必要であること、また、引き続き海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講じること。

①訪日旅行促進事業の充実

サ 旅館や地方の宿泊施設の利用促進の強化

ス 地方に訪日外国人旅行者の誘客を図るため、地方運輸局と連携して海外プロモーションを図る「広域連携プロモーション事業」の充実及び確実な財源確保

②空港等の魅力向上対策

訪日外国人旅行者が、待ち時間のストレスなくスムーズに出入国できることは、関西の魅力向上に大きく影響するものであり、外国人旅行者の関西周遊を促進するため、空港等における出入国手続の迅速化・円滑化を図ること。

④観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進

ア 地方空港の国際線の充実及び今後のインバウンド誘客の更なる拡大を見据える中、増大する航空会社の運航経費の負担軽減やグランドハンドリング体制の更なる拡充のため、航空会社への空港着陸料やハンドリング費用等の支援の再開とグランドハンドリング体制整備等（採用や育成に加え、定着に関するハード面、ソフト面双方）への十分な支援を行うこと。

イ 国の責任において国際線誘致に取り組む地方空港をサポートするため、グランドハンドリングを担う人材を必要に応じて拠点空港から地方空港へ派遣する広域応援体制を構築するとともに、就航状況の急減な変動が生じた場合においても雇用の維持につながる施策の展開、地方空港における税関、出入国管理、検疫体制及び手続のスピードアップや効率化につながる設備・機器の充実・強化を図ること。

3 日本の元気を先導する関西経済の確立

(2) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進

現下の経済状況は、緩やかに持ち直しつつあるものの、中小企業は、エネルギー価格や原材料費、労務費等のコストの上昇に加えて、米国の関税措置等の影響により、幅広い業種で資金繰り・経営環境の悪化が懸念されるなど、厳しい経営状況に置かれている。そのような中で、中小企業の経営力の強化を図り、経済の好循環を実現するためには、中小企業による原材料費や労務費等の価格転嫁をはじめとする取引の適正化や、持続的な賃金引上げに向けた取組を推進していく必要があるため、次のとおり要望する。

③「パートナーシップ構築宣言」の推進

「パートナーシップ構築宣言」においては、令和7年8月時点で登録企業数が約77,000社、うち大企業が約3,100社となっており、参加企業は着実に増加しているが、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けては、より多くの企業の参加が不可欠であることから、特に大企業の宣言が増加するよう引き続き働きかけること。

4 攻めの農林水産業の確立

新規

(5) 高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充

昨今の米の価格高騰を受け、これまで以上に農産物の安定供給が求められていることから、高温・渇水による農産物の干ばつ等の被害防止や今後の安定的な生産体制の確保に向けて、中長期的な対策に係る支援を強化すること。

具体的には、以下の補助事業の十分な予算を確保し、支援内容を拡充すること。

ア ハウス内の気温を低下させる細霧冷房など、高温時の農産物の安定的な栽培に資する機械・装置等の導入

イ 効率的な給水が可能な用水路のパイプライン化による自動給水の導入や、ため池・井堰などの水源施設の保全対策

ウ 節水利用や灌水・肥培管理の省力化が可能な日射型拍動灌水装置や、土中水分の管理ができるほ場モニタリングシステムなどの機械・装置の導入

エ 高温・渇水による農業用水の需要増加への対応を踏まえた農業水利施設の維持管理

5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

(1) 脱炭素社会の実現

②企業や家庭における節電・省エネの促進

ア 勤務時間の朝型シフトや省エネ家電の選択など脱炭素型ライフスタイルへの転換を図る取組について、国において国民の共感を得ながら強力に推進すること。

イ 企業や家庭における節電・省エネを促進するため、BEMS、FEMS や HEMS などのエネルギー管理システム、LED 等の高効率照明や高効率空調・給湯設備などの省エネ機器等の更なる導入に向け、補助金や税制優遇など様々な支援を継続して行うこ

と。

また、消費者の省エネ機器選択の機会確保に向け、通信販売事業者等を含む家電製品小売事業者に対する省エネ性能表示の取組を強化されたい。

さらに、次世代自動車の普及を図るため、車種のラインアップの充実を促進するとともに、車両の導入補助制度や税の軽減措置の継続、充電設備の新設・更新など充電インフラの整備促進・維持につながる補助制度の見直し等、支援策の充実を図ること。

新規

(2) 外来生物対策の推進

①クビアカツヤカミキリ対策の推進

クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモ、スモモなどのバラ科樹木の生木を
加害し、被害樹は樹勢が衰えやがて枯死する。本害虫は、平成30年1月に特定外来
生物に指定され、関西広域連合域内で各地の観光名所のサクラ等で被害が確認され
るとともに、ウメやモモ等果樹農業にも甚大な被害を及ぼしている。

令和5年度から「特定外来生物防除等対策事業」が創設され、調査や防除などの取
組に対して国による支援が行われているが、サクラなど樹高の高い被害樹の伐採・処
分には、実施市町村は財政負担を強いられる状況にある。さらに、ウメやモモ等果樹
農業に被害がまん延すると、被害拡大防止と同時に経営維持の取組も求められる。

このため、以下の措置を講じること。

ア 「特定外来生物防除等対策事業」については、補助率の嵩上げを行うとともに、
必要な予算を十分に確保すること。

イ 環境省、農林水産省等の関係省庁の連携を強化し、共通した方針をもとに実効性
のある防除体系を早期に確立すること。

ウ 果樹農業等において被害拡大防止及び経営維持対策に必要な予算を十分に確保
すること。

②ナガエツルノゲイトウ等対策の推進

ナガエツルノゲイトウは、その凄まじい繁殖力と再生力で農作物や在来種を凌駕
し、農業や生態系に係る被害、河川等の流水阻害等を引き起こすおそれがあり、大規
模に繁殖している地域では、その駆除に膨大な費用を投じている。被害拡大防止のた
めには、早期発見、迅速かつ効果的・効率的な防除を推進する必要がある。

このため、以下の措置を講じること。

ア 改正外来生物法（令和5年4月）に基づき、ナガエツルノゲイトウや同様の被害
をもたらすオオバナミズキンバイ等の防除に向けて必要な措置を講じることがで
きるよう、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金予算を十分確保するととも
に、他省庁とも連携した総合的な支援策を講じること。

イ 新たにナガエツルノゲイトウ等の生息が確認された場合に、緊急的に農業者・管
理者等が行う駆除・拡散防止に必要な資材費などに対する支援制度を創設するこ
と。

ウ 生態系、農林水産業（有機農業含む）に係るほ場やため池・水路などの被害を防止するため効果的・効率的な防除方法について、研究・開発を加速し、早急に確立するとともに、その成果を防除マニュアルに反映し、地方公共団体等に広く提供すること。

Ⅲ その他関西の重要課題

2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

新規

(1) 万博レガシーの継承・発展に向けた支援

万博を一過性のイベントとして終わらせることなく、万博後も継続してイノベーションが創出され、国内外とのビジネス交流が活発化していくことが重要である。そのため、万博で披露された革新的な技術等の社会実装及び産業化に向けた企業等の取組や、国際ビジネスの交流が促進されるよう、拠点形成、制度・技術・財政面から支援を行うこと。

新規

(2) 最先端技術の実装化に向けた支援機能

万博で披露された最先端技術等の実装化・産業化を強力に後押しするためには、国や自治体、経済界、大学・研究機関などの緊密な連携のもと、人材と予算を兼ね備えた中核となる組織体が必要。このため、最先端技術等の発掘から社会実装まで一貫通貫で支援する支援機能の設置に向け、国がリーダーシップを発揮し、早期に実現すること。

新規

(3) 世界に向けたスタートアップエコシステム発信の支援

関西では、京阪神のグローバル拠点都市の活動と連動し、ディープテック分野を中心としたスタートアップ支援を行っている。さらに、国際的なスタートアップイベントなどを通じて、海外とのネットワークを広め、発信力の向上に取り組むこととしており、我が国のスタートアップの国際的プレゼンスを向上させるためにこうした国際イベントの開催に対する支援を行うこと。

(4) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

万博後の日本において、空飛ぶクルマの商用運航を速やかに実現するためには、運航に不可欠なインフラであるバーティポートの整備を促進することが必要である。そのため、「バーティポート整備指針」に基づき、先行して整備を進める事業者の初期的な投資に対し、財政支援を行うこと。併せて、適切な設置場所や運航ルート設定のための技術的な条件の明確化、様々な形態のバーティポート設置のための関係法令との整合性など、商用運航及びバーティポート設置の拡大に向け必要な制度整備に係る検討を早急に進めること。